

空き家再生等促進事業補助金 (空き家スマート化リノベーション)について

空き家等を改修して、地方創生に貢献する目的で活用するために行う宿泊施設、物品販売等を営む店舗、飲食店等や移住者向け住宅にかかる次に掲げるリノベーション工事に要する経費に対し補助を実施します。

■主な補助要件

- 今後も居住の見込みのない市内にある空家等であって、耐震性について確認されている建築物または耐震改修工事により耐震性を確保する予定の建築物であること。
- 過去に同補助金の交付を受けていない建築物であること。
- 次の用途で建築物を改修後、10年以上利活用すること。
 - 地方創生に貢献する目的で改修される宿泊施設や物品販売等を営む店舗また飲食店等（地方創生対応型施設）
 - 市外からの移住者が居住する住宅の用途（移住者向け住宅）

■補助対象者

- 補助対象建築物の所有者
- 補助対象建築物を賃借または購入しようとする者
 - ※補助対象建築物の所有者が複数いる場合など権利関係者の同意が必要な場合があります。

■補助金額 補助対象経費×3分の2(補助金上限額 320万円)

■補助対象経費

空き家等を改修して、上記の用途で活用するために行う次に掲げるリノベーション工事に要する経費(県内の建設業者等が施工するものに限ります。)

- 改修後の用途に供するため最低限必要な工事に要する経費
- 安全性能の向上のための工事に要する経費
- 増築または改築に要する経費
- 省エネルギー性能の向上に資する工事に要する経費
- バリアフリー化に資する工事に要する経費
- スマート化に資する工事に要する経費

■申請方法 申請書の他に申し込みに必要な書類があります。(詳しくは住宅課までお問い合わせください。)
※応募が予定件数を超える場合は先着順となります。

■受付期間 5月12日(月)から11月28日(金)まで ※土日祝日除く

危険なブロック塀の除却(撤去)に補助金を交付します 今年度は補助額をさらに上乘せ!最大13万3千円補助!

地震時などに倒壊等するおそれのある、危険な市内のブロック塀等について、その所有者等が除却工事(撤去工事)を行う場合に補助金を交付します。なお、対象路線に該当するかの確認にお時間を要します。ご自身のブロック塀等が当事業に該当するかどうか、事前にお電話等で住宅課までご相談ください。

■対象 避難地、避難路等沿道に面したブロック塀等で

指定の点検表の結果、危険と判断されたもの。

- 避難地：地域防災計画に定める避難場所、避難所等
- 避難路：建築基準法第42条の道路、第43条第2項の道路※
 - ：地域防災計画に定める緊急輸送路
 - ：通学路等

※建築の際のいわゆる接道義務を満たす道

■補助金額 補助対象経費の3分の2以内
(上限13万3,000円)

■申込方法 申請書類および右記添付書類を住宅課までご提出ください。

■添付書類 ●付近見取り図

- ブロック塀の位置、高さ、延長および道路の幅を記載した図面(手書可)
 - 撤去前のブロック塀の写真(全景および不適合箇所がわかるもの)
- ※要件等詳細については、お問い合わせください。

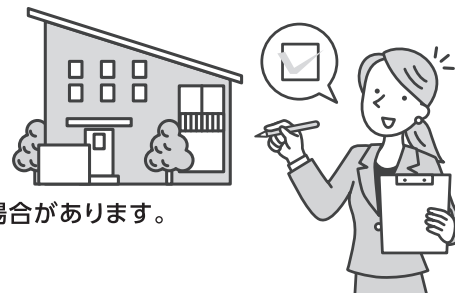
■申込期限 11月28日(金)まで

- ※予定件数に達し次第受付を終了します。
- ※令和8年2月27日(金)までに工事を完了のうえ、実績報告書を提出する必要があります。

ブロック塀撤去
について



市ホーム
ページはこちら



問 市住宅課(市役所2階) ☎ 32・2120 / FAX32・7800

✉ juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp